課外活動団体・サークル所属学生 各位

学生担当理事 • 副学長

学内施設における課外活動の一部実施について

本学では、課外活動の段階的な再開に向け、7月から学外施設を利用した活動を認め、また、9月から一部の学内運動施設での活動を許可してきました。

このたび、「神戸大学の活動制限指針」の学生の入構及び学生の課外活動がレベル1に引き下げられたことにより、一部の学内施設での課外活動を許可することとしましたのでお知らせします。

1. 活動場所

別紙の学内施設に限るものとする。

2. 活動の条件

- (1) 学内施設利用にあたっての実施条件
 - (a) 公認団体または大学に届出のある非公認団体の活動で、当該団体に 所属する本学学生のみが参加するものであること。
 - (b) 学内施設の利用時間

平 日:17:00~20:00

ただし、鶴甲第一キャンパスのみ 金曜日:9:00~20:00

土曜日・祝日:9:00~20:00

日曜日:9:00~20:00

※各団体の活動時間は原則として1日あたり3時間以内(準備・片づけ等を含む)であること。

(2)「課外活動計画申請書」の提出

各団体は、学内で課外活動をするにあたっての<u>感染症拡大予防対策及び活動計画を作成し、顧問教員の承認を得るものとする。</u>

各団体からの申請については、学生委員協議会の下に設置された課外 活動小委員会において審査のうえ許可するものとする。

(3)講習の受講

活動の許可を受けた団体については、「新型コロナウイルス感染症拡大 予防講習会」(Web による配信)を構成員全員が受講しておくものとする。

3. 遵守すべき事項

感染症拡大予防のため、各団体は、以下のとおり最大限の注意を払って活動するとともに、咳エチケット(マスク着用)や手洗いなどの基本的な対策を徹底し、 その行動に注意すること。

- ・毎日、健康状態のチェック(体温、風邪症状の有無の確認)を行うこと。 体調不良(咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感(だるさ)・下痢・嗅覚異常・ 味覚異常等)のある者は、活動しないこと。
- 人と人との距離は2m (最低1m)を確保し、他者と接触する行為を禁止する。
- 最も感染症拡大のリスクを高める環境の抑制に努め、
 - ① 換気の悪い密閉空間 ② 人が密集している ③ 近距離での会話や 発声が行われる

という3つの条件が同時に重なった場を作らないこと。

- ・屋内施設の使用にあたっては、対人距離を保てるよう人数を制限したうえで、窓の常時開放等により室内の十分な換気を行うこと。
- ・活動に使用する道具等については、使用前に消毒を行うこと。
- その他、以下のガイドライン等を参考とすること。
- ○新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html

〇地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止と熱中症予防の対策(神戸市)

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/35150/0623taisaku.pdf

〇スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて (スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail
/jsa_00021.html

〇スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (日本スポーツ協会)

https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html

5. 連絡体制等

各団体は、新型コロナウイルス感染者やその濃厚接触者が発生した場合に備え、 以下のとおり対策を行うこととする。

(1)活動の記録

団体の代表者は、活動当日の参加者や活動時間とその内容について記録しておくこと。

(2) 学内外への連絡体制の確立 緊急時の学内外への連絡体制とその責任者を明らかにしておくこと。

6. 留意事項

- 部員を強制的に活動に参加させないこと。
- ・ 部員の健康管理に十分配慮すること。
- •道具等の運搬で車両による大学への入構が必要となった場合は、学生支援課に予め許可を得ておくこと。
- ・部室の使用は更衣・用具の搬出入等最小限に留めること。
- <u>飲食を伴う会合に起因した感染が拡がっていることから、複数人での会食や</u> 飲み会などは自粛すること。
- ・部員に発熱等の体調不良者が発生した場合は、課外活動をすぐに中止し、学生支援課に報告すること。
- ・中止した課外活動を再開するときは、課外活動小委員会の承認を得て開始すること。
- 本通知による措置が、守られていないことが判明したとき、あるいは不適切と判断される行動があったときは、活動の許可を取り消す場合があること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、再度の課外活動の制限がありること。

学内での活動場所一覧

・ 六甲台地区(鶴甲第1キャンパス)

学生会館(談話室、第1~4集会室、音楽室、和室、大ホールのみ)、 体育館、武道場、グラウンド、テニスコート、ハンドボールコート、 洋弓場、M101、D300

※学生会館の談話室の使用については、団体ごとに貸し出すこととする。

- ・六甲台地区(六甲台第1キャンパス)武道場、弓道場、グラウンド、テニスコート、プール
- ・ 六甲台地区(六甲台第2キャンパス) 馬場
- 深江地区(深江キャンパス)グラウンド
- その他淀川艇庫、西宮艇庫